報告第１５号

報告第十五号

専決処分した事件の報告について

令和七年一月二十日に訴訟参加した損害賠償請求事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

令和八年十一月二十四日

江戸川区長　斉藤　猛

別紙

一　和解概要

㈠　被告は、原告に対し、本件交通事故による損害賠償債務として、三十万円の支払義務があることを認める。

㈡　被告は、参加人に対し、本件交通事故による損害賠償債務として、七十万円の支払義務があることを認める。

㈢　原告及び参加人は、その余の請求を放棄する。

㈣　原告、被告及び参加人は、原告と被告との間及び被告と参加人との間には、本件交通事故に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

㈤　訴訟費用は、各自の負担とする。

二　事件内容

㈠　提起年月日　令和五年十二月二十二日（区訴訟参加申出　令和七年一月二十日）

㈡　当事者　原告　江戸川区民

被告　江戸川区民

参加人　江戸川区

㈢　提起理由・請求内容　生活保護受給者である原告は、令和三年一月九日に自転車同士の事故で負傷し（以下「本件事故」という。）、江戸川区は、原告に対し、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に基づく医療扶助を支給した。令和五年十二月二十二日に原告が、被告に対して、本件事故に係る損害賠償を求める訴訟を提起したが、本件事故に関し、江戸川区は、同法第七十六条の二の規定により、原告が被告に対して有する損害賠償請求権を当該医療扶助の限度で取得しているため、当該訴訟に参加し、被告に対して、医療扶助として支弁した保護費相当額六百八万八千七百十円の支払を求めたもの

三　区指定代理人　江戸川区　石田純、木村美和子、佐伯誠、多村健児

四　訴訟経過　（区訴訟参加後）令和七年一月二十七日～令和八年八月十九日　書面による準備手続七回　口頭弁論期日（証人尋問）一回　弁論準備（和解期日）四回

令和八年八月十九日　和解成立

五　専決処分日　令和八年七月三十一日